

令和2年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年2月27日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
	委 員 斎 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	9号	スポーツ基本法第十条第二項の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	5号	「北区教育ビジョン二〇二〇」(案)のパブリックコメント実施結果について	了承
4	6号	「北区立小・中学校長寿命化計画(案)」のパブリックコメント実施結果について	了承
5	7号	令和二年度学校給食費の改定について	了承
6	8号	今後の認定こども園の設置について	了承
7	9号	「夕焼けチャイム」の音源変更について	了承
8	10号	中学校における新たな知的障害特別支援学級(固定学級)の開設について	了承
9	11号	不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証結果を踏まえたスクールソーシャルワーカーの支援体制について	了承
10	12号	「史跡中里貝塚保存活用計画」(案)のパブリックコメント実施結果について	了承
11	13号	飛鳥山三つの博物館・三館共通券の料金改定について	了承
12	14号	「第四期北区子ども読書活動推進計画(案)」のパブリックコメント実施結果について	了承

13	15号	児童数増加への対応について	了承
14	16号	「北区子ども・子育て支援計画二〇二〇」(案)パブリックコメント実施結果について	了承
15	17号	保育施設の開設予定について	了承
16	18号	令和二年四月期の保育園入所申込状況(一次審査)と今後の待機児童解消策について	了承
17	19号	さくらんぼ園の移設及び児童発達支援センターへの移行について	了承
18	20号	児童相談所移管に係る課題の検討状況について(令和元年十二月末時点)	了承
19	21号	北区児童相談所等複合施設基本構想(素案)パブリックコメントの実施について	了承
20	22号	後援・共催事業に関する報告	了承
21	23号	学童クラブ待機児童の特例利用について	了承

令和2年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年2月27日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第2回北区教育委員会臨時会を開会させていただきます。

日程第1、第9号議案「スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第9号議案でございます。スポーツ基本法、お示しの条項の規定に基づきます意見聴取でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。区のスポーツ推進計画でございますけれども、現在、区長部局におきまして、現行、平成24年の8月に策定したもの、これの来月の改定を目途に検討作業を進めているところでございます。こちらにお示しのとおり、スポーツ基本法10条第2項でございますけれども、これは何かと申しますと、地方公共団体の長がスポーツ推進計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければいけないというような規定がございます。この規定に基づきまして、区長が教育委員会に対しまして、意見を求めるものでございます。

別添、少し厚めの資料東京都北区スポーツ推進計画でございます。こちらをご覧ください。1枚おめくりをいただきますと、目次でございます。6章の章立てになってございます。2章は現状と課題、3章は計画の理念・基本目標、4章は施策の展開というふうになってございます。

中身について簡潔に触れさせていただきます。5ページには、スポーツの捉え方ということで、お示しのイラストのように、スポーツを幅広く捉えるという定義をしているというものでございます。

7ページに、この計画の期間が10年間というのをお示しいたしまして、9ページ以降が第2章になってございます。現状と課題はこれ以降のページにお示しをしてございます。

33ページまでお進みをいただきますと、計画の理念・基本目標ということで、基本理念「スポーツで創る地域のきずな スポーツを楽しめるまち北区」というような基本理念を掲げてございます。

34、35ページが、基本目標、それから数値目標でございます。現状が、北区のスポーツ実施率が43%、これを10年後に65%に引き上げたいというような目標を掲げているというもので、36ページ、施策の体系図というようなことで、お示しのとおり整理をしており、その次のページ以降は具体的な取り組みを載せています。

39ページ、幼児期からの取り組み。40ページは、学校体育に関する内容を掲げて

ございます。その他、この施策の展開にはさまざまな取り組みをお示ししているところでございます。

71ページにお進みをいただきますと、本計画の検討組織を名簿ということでお示しをしてございまして、上から3行目、元教育委員の検討委員、あるいは区職員のところで小中校長会から、小中体育会の会長、教育振興部長も参画してございます。教育委員会として反映すべき点につきましては、一定の議論がなされた上で、本案をまとめているというふうに考えて捉えてございます。なお、過日の皆様から所管のスポーツ推進課に対しまして、幾つかのご要望もいただいているところでございます。主なものとしたしましては、公園内におけるボール投げ等の運動ができる環境の整備、あるいは陸上記録会で使用できる競技場の整備、あるいはイベントに関しまして、親子で参加しやすい受け入れ体制の工夫などのご意見、ご要望をいただいているところでございます。こうしたご指摘につきましては、スポーツの所管でございますスポーツ推進課におきまして、しっかりと受け止めまして、何らかの工夫ができないか考えてまいりたいというようなことを確認しているところでございます。

以上、雑駁でございますけれども、説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。全ページ読ませていただきましたけれども、乳幼児から高齢者に至るまで、スポーツ参加ができる北区ということで、大変すばらしい内容だと思いました。

ただ、一点、文言、言葉の問題なので、今後の課題かと受け止めているのですが、40ページに事前の意見聴取の中でお伝えしたことで、学校体育に関する活動の支援として、知的障害特別支援学級の合同行事の実施を入れてくださったのですが、障害の中でも特に知的というのが入ることに対しては、微妙な問題も含んでいるかと思います。

また、44ページの障害者がスポーツを楽しむきっかけづくりのところにも、新しい事業として、知的障害者サッカー教室ということで、取り組み名に、やはり知的という言葉が入ります。障害の区分として、現在使われているものであることは当然なのですが、このあたりが、いろいろな形で周知していくときに、ダイレクトにこの言葉を使っていくのがふさわしいのかどうか、このあたりは一つ、皆さんが親しむスポーツという視点からいったときの検討課題かなというふうに思っております。以上です。

清正教育長 教育政策課長

教育政策課 今、いただきました委員のご指摘を踏まえまして、特支の所管課とも相談をさせてい

長 いただきながら、スポーツ推進課には何らかの工夫ができないかということで、ご相談をさせていただきたいと思っております。

清正教育長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に、報告事項に移らせていただきます。

日程第2、報告第5号「北区教育ビジョン2020」(案)のパブリックコメント実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第5号でございます。教育ビジョン2020(案)のパブリックコメントの結果でございます。

過日、11月でございますけれども、教育委員会の臨時会におきまして、パブリックコメントを実施するという旨の報告をさせていただいたところでございます。その実施結果につきまして、報告をいたします。

資料、別紙1と書かれたステープラーどめの資料をお手元にご用意をお願いいたします。

実施結果概要でございます。1の(1)に記載のとおりでございますけれども、お示しの期間で5名でございます。意見総数を数えますと20件頂戴してございます。13ページに渡りまして、そのご意見をお示しさせていただいたところでございます。

意見の内容と区の考え方につきましては、過日、各位の皆様にご紹介したところでございますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

もう一つ資料がございます。右肩に別紙2と書かれたA4の資料でございます。

こちらは11月の教育委員会臨時会で報告いたしましたビジョンの案、冊子でございますけれども、この時点からの修正を示したものでございます。こちらを説明してまいります。

まず上の表の、四角の中で小中学校特別支援学級の設置でございますが、こちらの修正を加えてございます。令和2年度につきましては、表記をわかりやすくするための修

正でございます、内容の変更はございません。令和3年度につきましては、内容の追加がございます。中学校の固定学級でございます。知的障害学級を1校追加してございます。堀船中でございますけれども、後ほど所管の理事者から報告事項の10番で説明をさせていただきます。

その下、取組の方向、8の内容は、働き方改革の内容でございます。こちらにつきましては、令和2年度に全小学校に1名配置するというので記載していたものに、新たに令和3年度から全中学校にも教員事務補助員を配置するという修正を加えてございます。

裏面でございます。裏面の82ページとあるものにつきましては、これ図書館ブックスタートの等の表記に関する内容でございます。表記、分かりやすくというようなところのパブリックコメントを受けまして、変更をしたものでございます。なお、そのほかパブリックコメントのご意見いただいてございますけれども、ビジョンの方向性につきましては、ご理解をいただいた上でご要望いただいたものと理解してございます。微増の変更など、そのほかの内容につきましてははい変更いたしてございません。

最初の資料にお戻りいただきまして、4番の今後の予定のところでございます。3月13日までに議会からの意見を聴取した上で、お示しのとおり進めていきたいというふうなことで考えてございます。

以上、説明をさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご意見またはご質疑はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 パブリックコメントの丁寧な区のお考え、書いていただいてありがとうございます。何か所か気になった点だけをお伝えさせていただきます。資料の1の4ページ、5番のところの右側、コメントの上から5行目に交流及び共同学習等を通じてとありますけれども、この等の中に含まれるというように理解はできるのですが、理解啓発授業を学校では、全ての学校ではありませんが、しておりますので、もし加えるのであればという意見です。あるいは等の中にそれを含んでいるということであれば、このままでも結構かと思います。

次に、10ページの13番のところに対するもので、プランにも同様の質問等が出ていて、同じようなお答えをなさっていると思うのですが、また、その後の修正の文章も後ほど説明の中に出てくるので、そこと重なるところもあるのですが、恐らくこの意見を書きくださっている方は子どもたちが全て大人の見守りという枠の中だけではなくても、もっと自由な発想などが生かせる遊びの場の提供も必要ではないかということをおっしゃっているように、繰り返し出てくるご意見の中で感じ取りました。

従いまして、右側のコメントのところ、上から5行目、子どもたちの社会性云々から

先ですけれども、社会性や創造性を育む、この創造性の中に含まれると思うのですが、例えば社会性や創造性を育む多彩な活動を展開するとともに、自由な発想のもと活動したり、子ども同士がかかわったりできるよう、より一層魅力ある居場所となるようにスタッフ等の人材育成などというように、そういった自由な発想で活動ができるというような意味合いの言葉を入れていくと、区としてのより幅広い取り組みの願いが加わるのではないのかと考えました。

それから、もう一点、最後は非常に粗末な事なのですが、11ページの16番のところのコメントの最後のところ、「よりわかりやすい表記といたします」でよろしいのではないかと思います。以上でございます。

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 3点、ご指摘をいただいております。最後の3点目につきましては、修正のほうさ  
せていただきたいと思っております。

それから、1点目、2点目につきましては、ただいまの委員の意見を踏まえまして、より適切な表現、工夫できないかということで、所管と相談しながら対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

清正教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第3、報告第6号議案「「北区立小・中学校長寿命化計画（案）」のパブリックコメント実施結果について」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、続きまして長寿命化計画のパブリックコメントについて、ご報告をさせていただきます。

別紙の資料、報告第6号参考資料をごらんください。長寿命化計画に対するパブリックコメントのご意見は2件ございました。

お示しのように1件目は具体的な滝野川第五小学校について、早急にリノベーションをしてほしいというようなご要望をいただいたというふうに捉えさせていただきました。お伝えする区の考え方については、記載のとおりでございます。

それから、もう一点が、学校帰りに塾等に行くので、私物を預かってもらえるような機能が学校に欲しいというようなご意見で、これにつきましては、なかなかそのような

施設整備は困難ですというようなお答えをさせていただいております。

恐れ入ります、報告第6号の表紙を1枚おめくりいただきまして、レジユメの3番をごらんください。

今後の予定でございますけれども、明日の文教子ども委員会に、パブリックコメントについてご報告をさせていただきまして、その後、議会各党派のご意見をいただきます。今回パブリックコメントで以前お渡ししているものへの修正はございませんでしたので、あと議会等のご意見を踏まえまして、修正等があれば改めて3月末の教育委員会にかけさせていただいて、それで策定という運びで進んでまいりたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件について、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。あと2点目のこの荷物の置き場のことにつきまして、本日視察させていただきました浮中の新しい校舎においても、そのようなスペースがないことは十分に理解できます。ただ、整備は困難でありますというように言い切った後に、実際には、各学校ではその日の家庭学習に不要な教科書や資料等は学校に置いていくことを可能としていますとか、あるいはそのような工夫をしていますというような文言も加えていただけると、区としての努力の跡も多少は伝わるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 所管の教育指導のほうとも相談して、なるべくやさしく伝わるような答えに工夫してまいりたいと思います。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第4、報告第7号「令和2年度学校給食費の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から令和2年度学校給食費の改定について、ご報告させていただきます。

1枚おめくりいただいて、資料をご覧ください。

小中学校の給食費につきましては、平成26年度に改定して以降、これまで据え置いてまいりました。この間の食材費について、6年前と比べますと、やはり値上がりしてきておりまして、給食用の牛乳単価につきましても、少しずつですが毎年値上がりしております。

また、中学校につきましては、今まで年間185回という標準の給食回数で計算しておりましたが、現状、実際は190回近く行われている状況です。

これらのことから、このままでは適切な給食の提供が難しくなるということで、こちらから資料2の内容のとおり、給食費の改定を行うというふうに校長会により報告がありました。

小学校につきましては、各学年とも一食あたり11円の値上げ、年額で2,000円程度の値上げとなっております。また、中学校につきましては、一食あたり3円の値上げに加えて標準回数を5回ふやして190回としまして、やはり年額では2,000円程度の値上げというふうになっております。

裏面をご覧ください。他区の状況ですけれども、既に今年度4区で小学校の給食費を値上げして、3区で中学校の給食費を値上げしているような状況です。

また、来年度につきましても、北区を入れて6区が値上げを予定しているというふうに聞いております。

今後の予定ですけれども、明日の文教子ども委員会で議会への報告をいたしまして、4月からは新しい給食費となる予定です。

私からの報告以上です。

清正教育長

ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第5、報告第8号「今後の区立認定こども園の設置について」事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課  
長

それでは、今後の区立認定こども園の設置について、ご報告をいたします。

1枚おめくりいただいて、資料をご覧ください。

要旨のところですが、北区基本計画2020の案及び北区経営改革プラン2020の案では、令和6年度に区立幼稚園を再編して、区立認定こども園を新たに1園設置すると計画しており、この計画実施に向けた対応方針を報告させていただきます。

2の現状・経過です。平成18年2月の北区幼稚園審議会の第7次答申で就学前教育の機能充実が図れる施策が実施されるのであれば、区立幼稚園の廃止縮減はやむを得ないとされております。また、平成26年10月の北区子ども・子育て会議の答申では、認定こども園への移行について積極的に取り組むべきであるとされたところです。

また、平成27年3月には北区基本計画2015が策定され、区立幼稚園を区立認定こども園移行するということが計画に乗りました。平成28年2月の認定こども園検討委員会報告書では、平成29年度にさくらだ幼稚園を認定こども園に移行すること、今後の子ども園の開設に当たっては、さくらだこども園の成果と課題を検証し、地域の状況や施設規模等を総合的に判断しながら、累計を検討すること、地域バランスを考慮し、配慮すること、幼稚園の縮減とあわせて、こども園の移行を進めることが報告されております。そして、平成29年4月にはさくらだこども園が開設しております。

裏面をお願いいたします。さくらだこども園の現状と今後の認定こども園設置に向けた課題となります。

現状としては、財源率はさくらだこども園開設後、いずれの年もさくらだ幼稚園の最終年度を上回っているところです。また、これまで3歳児の受け入れ預かり保育、給食、午睡などの対応のため、保育士経験者をコーディネーターとして派遣していただき、3歳児保育の基盤づくりを行っております。また、今後の認定こども園設置に向けた課題につきましては、小規模保育所がふえており、卒園した子どもの受け皿が必要となっていること、また、認定こども園では給食の提供が必要なため、既存の幼稚園施設を使うとなると、増築や大規模改修が必要となることから、新たな認定こども園の設置には、区の遊休施設の活用、検討が必要であるということも課題として認識しております。

3の今後の対応方針です。以上のことを踏まえまして、令和6年4月に旧滝野川第六小学校跡地に新たな認定こども園を設置することとし、合わせて計5園ある既存の幼稚園とこども園を区立幼稚園2園、区立認定こども園2園の計4園に再編することといたします。これに向け、先ほど申しあげました課題等も踏まえて、新たに設置する認定こども園の類型、規模、運営体制などの検討や、再編後の区立幼稚園の場所や規模などの検討を行うため、庁内関係部会による検討会を設置し令和2年度中に検討結果をまとめたいというように考えております。

また、令和7年度以降に設置する区立認定こども園について、赤羽地区での開設を前提とした設置場所や累計などをあわせて検討していきたいというふうに考えております。

今後の予定です。あしたの文教子ども委員会で議会のほうに報告して、4月から検討会を始めたいというふうに考えております。来年の1月には検討結果をまとめ、2月に

は教育委員会及び議会の報告をさせていただければと思います。  
報告は以上になります。

清正教育長 ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ありがとうございます。3歳児の保育の基盤づくりという保育のニーズに応えられる施設が必要ということではございますが、ぜひお願いしたいのは0歳児から5歳児という長いスパンでの認定こども園をお願いしたいという気持ちでございます。

まず、まだ小さい子どもたちは場所が変わるということで、安定する、安定しない、不安な状況が出てくるというふうなところがございます。それに合わせて、保護者の方も5歳児までのその施設があると、とても助かるのではないかなとは思っておりますが、第一に子どもが安心して安定して育つ環境の場所というところで、0から5歳児までというところで希望いたします。

また、小学校の跡地ということでもありますから、その点は前向きに考慮していただけたらなということがあります。二つ目ですが、子どもの安心する場所、安定する場所、育つ場所というところはもちろんですが、子どもたちが他学年を見て育つというとてもいい環境でもあります。例えば、5歳児の子どもが1歳児の部屋に行って保育の方のお手伝いとまでは言いませんが、一緒に子どもの遊びに入ってみるとか、少しあやしてみるとか、そういう異年齢の交流というのも、とても大きな成長のきっかけとなります。とてもすばらしい教育の環境になりますので、そういうことも踏まえて、ぜひ異年齢の幅の広いこども園を検討していただけたらなと思っております。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 ただいま委員からご意見をいただきました、0歳からというお話ですけれども、これまでの北区の場合のこども園の設置の流れとしましては、幼稚園はこども園のほうに移行するというような検討がなされた上でやってきたという話の中で、令和6年度のこども園の開設につきましては、幼稚園の再編というところでその対象の年齢のことからというふうには一つは思っております。ただ、さくらだこども園では3歳で保育枠を設けておりますけれども、小規模保育の状況だとか、保育所との関係を検討しながら、今後の認定こども園については、令和6年の認定こども園については、さくらだこども園と似たような状況になると思っております。

また、他学年との交流という意味では、今のさくらだこども園で様々な研究等がなされていると思いますので、また、そちらを生かした新しいこども園にしたいと考えております。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

補足をさせていただきたいと思います。今ご指摘いただいた0歳から5歳の認定こども園、こちらを設置する場合がございますが、恐らく類型として、認定こども園はご承知のとおり、幼保連携型、それから保育園型、幼稚園型、3種類あるわけがございます。恐らく、0歳、1歳、2歳を受け入れるためには、幼稚園の先生ではそこら辺の対応ができないわけではない。それぞれ保育園の資格を持っている方も多いので、できると思います。ノウハウは今までは基本的にはないのかなという中では、その対応をどう考えていくかという問題を一つ考えていかなければならないといったときに、幼保連携型の認定こども園として開設するというに仮になった場合、現在さくらだこども園はそういう形ですけれども、勤務されているのは幼稚園教諭だけでございます。幼保連携型認定こども園については、今の国等の仕切りの中では、保育教諭の配置というのが求められておりまして、今の特別区の制度では、いわゆる身分、任用形態がないということから、現在は幼稚園教諭を兼職で充てていると形をとってございます。ここに付きまして、保育教諭の職というものを設置しなくてはならないのですが、これが厳しい状況で、今、特別区の人事研修担当課長会でも検討されておりまして、今後の幼保連携型も認定こども園の運営については、基本的には保育士で行う方向に整理されるというようなことになってございます。ですので、そういうふうになった場合、幼保連携型認定こども園は今後北区が設置すると、そこへの職員の配置は保育士にならざるを得ないということになっていきそうな流れでございます。そういった時にどうなるかということ、今、北区公立幼稚園は4園ございますが、幼稚園の先生方の行き先がなくなってしまう可能性も出てくるということから、そこについては今回の学校支援課長から話のあった、今後のこども園についてどうするか、これは来年度類型を検討するのですが、現段階の教育委員会事務局の思いとしては、幼稚園型で行かざるを得ないかなという考え方を今のところ持っております。やはり幼稚園型というのは、基本的に幼稚園に類する形でやっていくということから、3歳から5歳児の受け入れを基本として、0、1、2歳児をどうするかというのは、学校支援課長も申し上げたように、小規模保育所でのニーズとか、あと保育園での状況等を踏まえて、やはり民間のニーズを奪うということとはなかなかしづらいということもありますので、そこを検討した上でのことになります。いずれにしても、認定こども園の今後の設置については、幼稚園型で行かざるを得ないかなということを考えると、幼稚園教諭を配置していくという前提で3歳から5歳児でやれないかなということで、検討を進めたいというのが、現在の流れでございます。またそこについては、よく先生方とも相談させていただきながら、次年度また検

討させていただきたいと思っております、今のところ0歳から5歳児というのはどうなのかなと考えているところでございます。

渡辺委員

清正教育長

渡辺委員

ありがとうございました。幼保の連携ということに関しては、私は以前もお話したと思うのですが、随分昔からそういうふうな話になり、ようやく文科省と厚労省というふうなところの一緒になった取り組みということで、現実的になってきているところで、まだまだ過渡期であるのかなということを改めて感じるところです。ぜひ、幼稚園の先生方の対応というのも本当に大事なことですし、いろいろ重なってあると思うのですが、ぜひ、検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

清正教育長

(質疑・意見なし)

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

清正教育長

次に、日程第6、報告第9号「夕焼けチャイム」の音源変更について事務局から説明をお願いします。

教育長

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

生涯学習・学校地域連携課長

清正教育長

私からは、報告第9号「夕焼けチャイム」の音源変更について、報告をさせていただきます。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。現在、夕焼けチャイムは子ども達と帰宅時間の目安として、3月から9月夏時間とし、午後6時に、10月から2月を冬時間とし、午後4時30分に防災行政無線設備を用いてカセットテープに入っている音源をハードディスクに保存し、放送を行っているところでございますが、ハードディスクの故障や音源データの劣化が懸念されていたところでございます。このたび、防災行政無線設備の機器更新の機会を捉え、音源をカセットテープからデジタル音設備内蔵型へ変更することについて、北区青少年問題協議会の三つの専門部会において検討し、北区青少年問題協議会総会にて音源を変更することを決定したことについてご報告させていただきます。

次に、2の新旧の音源についてでございます。音源の印象が大きく変わりますので、実際の音源を聞いていただければと思います。これが現在の音源でございます。次に新しい音源でございます。今、お聞きいただいたかと思うのですが、このように音がだい

ぶクリアになって聞きやすくなるということもありまして、印象も大きく変わるということもあります。

清正教育長

あまりクリアには聞こえなかったように思いますが。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

申し訳ありませんがボイスレコーダーの性能が余り良くなく、実際はもう少しクリアに聞こえます。少し印象は変わると思うのですが、夕焼けチャイムが放送されないリスクを軽減できるため、4月1日から音源を変更させていただきたいと思っております。

3の経過及び今後の予定でございます。お示しのとおりでございます。私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第10号「中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相  
談センター  
所長

教育長

教育総合相談センター所長

清正教育長

それでは、報告第10号につきまして、ご報告を申し上げます。

教育総合相  
談センター  
所長

1枚おめくりいただきまして1番の要旨でございます。現在、中学校における知的障害特別支援学級の設置校がない滝野川東地区におきまして、令和3年4月に新たに堀船中学校で特別支援学級を開設するものでございます。このことによりまして、堀船、昭和町、東田端方面から、明桜中に通学している生徒の負担軽減を図るとともに、明桜中の在籍生徒数の緩和を図り、かつ、滝野川第五小学校からの進学先の確保にも資するものでございます。

2の現況でございますが、令和元年5月現在、小学校9校、中学校5校に知的障害特別支援学級を開設しておりますが、在籍児童・生徒数は5年前の平成26年度の202人に比べまして、約1.4倍にふえてございます。また、滝野川地域における知的障害特別支援学級は、滝野川小、滝野川第二小の小学校2校と滝野川紅葉中の中学校1校に設置していますが、堀船、昭和町、東田端方面には設置校がないため、これらの地域の児童・生徒は比較的通学距離がある滝野川小や明桜中などの設置校に通学している状況であり、設置校の地域偏在への対応も必要になってございます。

一方、中学校における知的障害特別支援学級につきましては、5校しか設置していないということもございまして、明桜中に通学する生徒数は過去の約1.8倍となっております。令和2年度見込みでは1学級8人、5学級の、1学級8人換算でございますが、5学級の開設が必要な状況になってございます。

さらに、令和4年の4月には滝野川第五小に知的障害の特別支援学級を開設することから、同校卒業生が通学しやすい場所の中学校への特別支援学級の設置についても検討する必要がございます。

では、裏面に移りまして、3番、今後の予定です。教育委員会、それから文教子ども委員会、今月ご報告させていただきまして、来月の校園長会で報告した後、堀船中での学級開設準備を進めてまいります。5月には東京都教育委員会への学級開設の届け出を行いまして、令和3年4月に学級開設の予定でございます。

説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告はここで終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第11号「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証結果を踏まえたスクールソーシャルワーカーの支援体制について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相談センター  
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター  
所長

それでは、報告第11号につきまして、ご報告を申し上げます。

資料を1枚おめくりください。1番の要旨でございますが、この研究検証事業、平成30年度から実施しておりますけれども、令和元年度、今年度も引き続きスクールソーシャルワーカーを活用いたしました、不登校児童・生徒支援に関する効果的な小中学校の連携方法等につきまして、事業を行いましたので、結果をご報告するものでございます。

2番の研究・検証結果でございますが、(1)にお示しのモデルサブファミリー、三つのサブファミリーを対象といたしまして、(2)の実施内容でございます。学校ファミリーの日における研究協議会の分科会等の場におきまして、サブファミリー内の小中学校の関係教員、スクールソーシャルワーカー等によりまして、「不登校児童・生徒支援シート」を活用して事例検討等を行いまして、サブファミリー内の不登校児童・生徒

支援に関する効果的な小中学校連携方法等について、研究・検証を行いました。

3番の実施結果でございますが、不登校傾向のある児童につきまして、小学校6年時からスクールソーシャルワーカーが支援を行い、進学前から中学校と連携を行いました結果、不登校の深刻化を防いだという実際の事例もございました。スクールソーシャルワーカーによる小学校在籍時からの早期介入、それから、スクールソーシャルワーカーを介した小中学校との連携の有効性を確認したところでございます。

次に、二つ目として、本事業の三つのモデルサブファミリー内の小学校にスクールソーシャルワーカーの活用の有効性というものが認識されるようになりまして、令和元年度、小学校からの派遣申請が増加したという事実もでございます。今後、本事業の結果を踏まえまして、策定予定のスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインというものを区立小中学校に配布をいたしまして、活用の仕方を周知してまいります。その上で引き続き学校からの派遣申請に基づきまして、スクールソーシャルワーカーによる早期支援を行ってまいりたいと存じます。

裏面にお移りいただきまして、3番の効果的なスクールソーシャルワーカーの人員・配置体制についてでございます。令和5年度は4名のスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、1名につき三つのサブファミリーを担当いたしまして、計算しますと、それぞれ1名につき約11校を担当してございますが、現状では新規の派遣申請に迅速に対応するのが難しい状況でございます。国の方針といたしましては、中学校区に1名のスクールソーシャルワーカーの配置を進めておりまして、北区におきましても、サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れてございますが、当面は2サブファミリーに1名のスクールソーシャルワーカーの配置を目指すということで、令和2年度にはまず1名増員して5名体制としてまいりたいと存じます。

最後に、今後の予定でございますけれども、教育委員会、文教子ども委員会の報告の後、3月の小学校長会・中学校長会で活用ガイドライン案を提示、ご説明する予定となっております。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。今後の見通しとしてもスクールソーシャルワーカーをふやしていくということで、大変ありがたい取り組みだと思っております。

その上で、スクールソーシャルワーカーも、あるいはスクールカウンセラーについてもそうなのですが、やはりいろいろな細かな内容を把握されている方が長くお勤めいただければという願いがあるのですけれども、このスクールソーシャルワーカーについての任用期間等についてはどのようになっていますでしょうか。

教育総合相  
談センター  
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相  
談センター  
所長

これまでは非常勤職員ということで、こちらは5年を区切りとして、その後にまた更新をされれば5年間ということで雇用を行ってございます。

今、現在お勤めされている方で長い方はもう5年を経過した方が2名おりますので、引き続きそういった方は長くお勤めいただけるものと思っておりますし、新しい方も来年度は2名、1名は今年度退職をしましたのでその補充と、さらに新規の方がおひとりで合計2名、来年度採用しますので、そういった方が定着するように内部のほうの管理体制もしっかり行っていきたいと思っております。

本間委員

よろしくお願いたします。

清正教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第9、報告第12号「「史跡中里貝塚保存活用計画」(案)のパブリックコメント実施結果について」事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物  
館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物  
館長

それでは、報告第12号について、ご報告をさせていただきます。

表紙を1枚おめくりください。1番の要旨でございます。昨年11月の教育委員会で国史跡中里貝塚保存活用計画(案)のパブリックコメントの実施についてご報告いたしましたが、本日はその結果について、ご報告するものでございます。

2番のパブリックコメントの実施結果でございます。裏面をごらんください。

1のパブリックコメントの概要でございます。意見提出期間、それぞれお示しのとおりでございます。2名の方から3件のご意見をいただきました。周知方法、閲覧場所もお示しのとおりでございます。

2の提出された意見の概要とそれに対する区の考え方でございます。

1件目でございます。史跡全体の完全禁煙化についての意見で、中里貝塚の保存と活

用には史跡全体を禁煙化することが不可欠であるが、活用計画（案）にはその観点が欠けている屋外を含め、史跡全体を均一化すべきという点を盛り込むべきであるとのことご意見です。区の考え方ですが、こちらにお示しのとおり、中里貝塚は学校教育や生涯学習の場として位置付けるべきと考えていることから、施設の禁煙化につきましても関係法令や区として定める方針に基づき、順次対応してまいりますとお答えさせていただいております。

また、新年度に設置を予定しております史跡整備基本計画検討組織において、地元の方の意見も参考に検討してまいりたいと考えております。

続いて、2件目、3件目のご意見です。飛鳥山博物館の展示に関するもので、これまでの中里貝塚の研究では、環境論で海流と貝類の分布等の研究が行われていないとのことご意見、そして剥ぎ取り標本は4メートルの貝層を下から見上げたのでは、貝の種類まで判断できないとのことご意見です。区の考え方ですが、それぞれを示しの内容となりますが、2件目につきましては、今後も学際的な視点で調査研究を進めていきたい。また、3件目につきましては、ご意見を十分に踏まえ、中里貝塚の本質的価値が体感できるような展示方法を今後も検討していきますということをお答えとさせていただいております。

なお、この3件のご意見によって史跡中里貝塚保存活用計画（案）において内容を変更した点はございません。

表面にお戻りいただきまして、3番の今後のスケジュールです。明日開催されます文教子ども委員会にも実施結果をご報告させていただきまして、各会派からご意見をいただき、3月20日に実施結果の公表、その後、全体を通して、文章表現や図表の見せ方など最新のものに時点修正するほか、誤字脱字等について、軽微な修正を加えさせていただきまして、改めまして3月27日の教育委員会におきまして、付議して保存活用計画として策定してまいります。また、新年度よりは保存活用計画を踏まえまして、史跡整備基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件について、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第10、報告第13号「飛鳥山三つの博物館・三館共通券の料金改定について」事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長 教育長

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、続きまして、報告第13号についてご報告させていただきます。  
表紙を1枚送りいただきまして、資料をごらんください。

1の要旨です。飛鳥山3つの博物館では利用者の利便性を図るため、3館共通券を発行しておりますが、紙の博物館が3月17日にリニューアルオープンに伴いまして、入館料を改定いたします。そのことを踏まえまして、3館の代表者で構成する三館共通券運営協議会におきまして、飛鳥山3つの博物館・3館共通券の料金について、改定することを承認しましたので、ご報告するものでございます。

2の料金改定の内容です。紙の博物館ですが、一般300円を400円に、小中高100円を200円に改定します。3館共通券はそれぞれの単館の料金の合計の2割引、いわゆる団体料金と同じ料金になりますが、一般の改定前は合計で900円、これの2割引きですので720円でした。このたび紙の博物館が400円に料金改定しますと、合計で1,000円、それを2割引しますと800円になります。小中高も同様の考え方によりまして、240円が320円になります。なお、米印で記載しておりますが、3館共通券の料金が改定されましても、値上がり分は紙の博物館に分配され、飛鳥山の博物館が収受する金額は変わらないため、区の歳入への影響はありません。

3の今後の予定です。3月17日に紙の博物館リニューアルオープン、20日に北区ニュースホームページに案内を掲載し、28日に渋沢史料館のリニューアルオープン、合わせて飛鳥山3つの博物館・3館共通券の販売再開を予定しております。

報告は以上でございます。

清正教育長

ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第11、報告第14号「第四期北区子ども読書活動推進計画(案)」のパブリックコメントの実施結果について」事務局から説明をお願いします。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

「第四期子ども読書活動推進計画(案)」パブリックコメントの実施について、ご報告させていただきます。

このたび、パブリックコメントの実施につきまして、結果がまとまりましたので、2のパブコメの実施結果でございますが、別紙の実施結果をごらんください。

意見募集期間はお示しのとおりです。意見提出者は1名、意見数は5件でした。提出

された意見とそれに対する考え方につきましては、表にありますとおりとなります。いずれも乳幼児期における読書活動推進のお示しの事業についてご理解をいただいた上で、さらに取り組みを進めるよう、ご意見をいただいたものです。

2番のブックスタートフォローアップについてですが、乳幼児期におけるメディア接触の悪影響の啓発を行うことが重要だご意見をいただきました。子育てにスマホを使うことの危うさ、ゲームやインターネット時間の増加などを避け、本に親しむ時間をふやして欲しい、絵本を通じて親子のふれあいの大切さなどを大切にしたいということから、計画の事業に記載をご検討してまいります。教育ビジョンの修正も参考にしております。

また、おめくりいただき4番の3歳児絵本プレゼントの事業ですが、ブックスタートに比べて配布率が低いということについて、一層の取り組みをとのご意見です。ブックスタートとの違いをご説明して、本に触れ、読み聞かせを行っていただく啓発活動に今以上に取り組んでいくといたしました。

その他につきましては、後ほどご高覧いただきますようお願いいたします。

委員会資料のほうに戻っていただきまして、3の今後の予定です。教育ビジョン、それから、その他のパブリックコメントと同様に、議会にご報告いたしました後、3月に第四期子ども読書活動推進計画を作成してまいりたいと存じます。

ご報告は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。報告は終了させていただきます。

次に、日程第12、報告第15号「児童数増加への対応について」事務局から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長 教育長

清正教育長 学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長 私からは児童数増加への対応について、ご報告いたします。

表紙を1枚おめくりください。

1の経過です。平成30年10月から教育委員会内に検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりましたが、このたび2年度以降の対応方針と対応がまとまりましたので、報告させていただきます。

なお、途中経過を踏まえ、王子小学校以下4校は令和元年度の補正予算により、対応を開始しております。

2の現状及び課題です。北区人口推計調査報告書の年少人口を東京都教育人口推計や住基人口と照合・分析を行ったところ、今後5、6年の増加傾向にあることが確認できました。東京都教育人口推計は、学校別の子どもの人口をもとに、進学率や外国人人口などを考慮し、5年後までの児童数を推計しているものです。また、児童数の増加については地域的な偏在があり、普通教室の確保が課題となる学校がある一方、適正配置の確保が難しい学校も見受けられます。合わせて、学校施設内における放課後の活動拠点の確保も課題です。なお、中学校については、現時点で教室数が確保できる見込みのため、引き続き動向に注視してまいります。

3の令和2年以降の基本的な対応方針ですが、普通教室の確保を基本としながら、出来る限り学童クラブ等の学校内の確保を考慮し、検討いたしました。

(1) 普通教室の確保ですが、いわゆる普通教室がない既存校につきましては、特別活動教室等を転用可能教室とし、普通教室へ転用いたします。なお、特別活動教室等については、本年度施設台帳をもとに算出しております。転用可能教室を上回る教室等の増加が見込まれる場合、指定校変更による受入の一部制限をし、増築または学童クラブの移転により対応いたします。また、学区域周辺の状況を分析し、必要に応じて通学区域の変更を検討いたします。

続きまして、(2)の学童クラブの確保です。標準的な学級規模の小学校においては、原則として学童クラブ2室、放課後ルーム1室を確保いたします。さらに、学童クラブ室が必要な場合、ランチルーム、和室、生活室等を対象にし、放課後における共用の検討をいたします。いずれも困難な場合につきましては、学校敷地内外で必要な施設を確保いたします。

(1) または(2)による措置が困難な場合、もしくは長期化して教育環境を大きく低下させる場合は、長寿命化計画と連動し、改築または改修事業の早期着手を検討してまいります。

4の令和2年度の対応です。先ほど触れさせていただいた王子小学校以下4校は、本年度中の対応を踏まえ、お示しのとおり、対応策の具体化を図ってまいります。

令和元年度の都推計に基づき、対応の検討が必要となる学校はお示しのとおり、西浮間小学校以下4校となっております。このうち、西浮間小学校は令和5年度に対応が必要となるため、浮間小学校と合わせて検討を開始いたします。赤羽台西小学校は、都推計では教室数の確保は見込まれていますが、URの再開発事業等により、児童数の増加が想定できるため、改築事業の中で対応を検討してまいります。田端小学校につきましては、リノベーション事業の中で対応を検討いたします。

その他、検討課題です。転用可能教室を的確に把握するため、各学校の利活用状況を学校とともに調査してまいります。また、放課後子ども総合プランにおける学校施設の共有化について、小学校長会と運用ルールについて協議を開始してまいります。学校敷地外に学童クラブを設置する場合がありますが、区長部局等との、関係部署との調整を行ってまいります。

私からの報告は以上となります。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますので

	しょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>説明ありがとうございます。本当に悩み多きところだということを常々思っております。児童数の増加とともに、学童クラブ、あるいは放課後のわくわく等が学校内にという事が重なっているのです、このような状況になっていることは十分承知しているところですが、学校としても、図書室ですとか共有できるものはどんどん活用していくべきだと思うのですが、実際には和室のない学校、あるいは生活科室等については、いち早く普通教室に変わっているところということで、ランチルームを代替えとして考えられる場面も多くあるかとは思いますが、やはりランチルームという性質上、共用としていくときに、非常に衛生面が懸念されます。まして、今のような感染症が心配されるときには、特に栄養士を中心に学校でも神経を尖らせるところです。いろいろと学校外の敷地外のところに学童クラブ室を新たに設置するということは、予算を伴って大変なことは十分承知しているところですが、学校の共用という点とともに言わずもがなですが、やはり、学校に通う子どもたちの教育活動、あるいは安全、衛生面という点についても、十分に配慮して進めていただければと思っておりますので、重ねてよろしくお願いたします。以上です。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第13、報告第16号「「北区子ども・子育て支援計画2020」(案)のパブリックコメント実施結果について」事務局から説明をお願いします。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>それでは、私のほうから北区子ども・子育て支援計画2020(案)のパブリックコメントの実施結果について、ご報告させていただきます。</p> <p>1枚おめくりをいただきまして、資料の別紙1からお願いしたいと思います。</p> <p>別紙で今回お寄せいただきましたパブリックコメントの実施結果をおまとめさせていただいているところでございます。</p> <p>募集期間につきましては、お示しのとおりで、意見提出者の総数は11名、1団体と</p>

なっているところでございます。総意見数は42件でございますけれども、そのうち3件が同意見でございましたので、項目数としましては39項目、39件となっているところでございます。

次に、主な意見と区の考え方についてでございますけれども、こちらも先ほどの教育ビジョン2020の案と同様、これまでご説明をさせていただいておりますので、詳しい説明は省略しますが、大きくはゲーム依存について、あるいは子どもの外遊びについて、そして小学生の居場所について、子ども権利条約あるいは人権についてのご意見が提出されまして、それに対する区の考え方をそれぞれお示しさせていただいております。

次に、おめくりをいただきまして、資料別紙2の資料をお願いしたいと思います。こちらがこのパブリックコメントを踏まえ、また、それ以外、子ども・子育て会議等々のご意見を踏まえまして、現時点の修正箇所一覧となっているところでございます。

初めに、冒頭の全体的な修正点をごらんいただければと思います。こちらについて、全体的な修正ですけれども、お示しのように文章表現あるいは各種データ等を最新のものに修正を図るなど、させていただきました。

また他の関連計画、これに合わせて事業名等々を修正させていただきました。また、イラストの挿入等と軽微な文字の修正などを合わせてさせていただいたところでございます。

修正箇所の主なところだけ、触れさせていただきたいと思います。

一つは、大きくは先ほどパブリックコメントの実施結果のところ、詳しくはご説明しませんでしたけれども、大きく4項目をお話しさせていただいた中のゲーム依存に関する部分の加筆、あるいは外遊びに伴います、プレイパークの目標指標等の修正、あと、合わせまして、パブリックコメントにはございませんけれども、別紙2をおめくりいただきまして、5ページから別表をつけております。保育園認定こども園、いわゆる保育利用分の量の見込み及び確保方策、またおめくりをそれぞれしていただき、別表2、これはその利用率でございます。

また、次のページ、別表3がいわゆる学童クラブの数字について、修正をさせていただいております。この修正の主な理由でございますけれども、一つ大きなところは、最新の東京都の自動推計の数字、あるいは直近の住民基本台帳等々の人口の動向などを踏まえて修正をさせていただいております。具体的には、保育所につきましては、北区の人口推計を基本としながらも、直近の住民基本台帳の人口を参考にしました。また、確保方策につきましては、整備予定の保育園の催事別の動向を反映させていただきました。また、平成30年秋に入居が開始になりました王子地区の大規模マンション、こういった特殊要素を排除し、入所希望率などにつきまして、今後の推計を改めてさせていただきました。また、最新の申し込み状況を反映させていただきました。

学童クラブにつきましては、先ほど触れましたけど、東京都の最新の児童推計を反映させていただき、また、令和2年度における学童クラブの整備予定を反映させていただいたところでございます。また、それぞれの確保策につきましては、これは時点修正がどんどん行われますので、これにつきましては、計画は今回をお立てしますが、習慣の見直し、あれは毎年度の事業予定の中で適切な確保に努めてまいりたいと思いま

す。

最初の資料にお戻りいただき、全体的な今後の流れでございますけれども、これは、これまでご説明しました、その他のパブリックコメントの実施結果のところと全く一緒でございますので、省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

清正教育長

教育長

本間委員

本間委員

清正教育長

いろいろな考え方を示していただいております。4点ほど細かな点で気になった点をお伝えさせていただきます。

本間委員

まず、別紙1の4ページ、14番のところの区の考え方のところですけれども、2行目のところに環境について、理科や総合的な学習の時間とあるのですけれども、総合的な学習の時間等と加えていただくか、あるいは道徳や国語科なども加えていただけたらよいのかと思います。実際には、道徳の授業などでも環境教育については取り上げておりますし、この場合ですと、教材としてそういったものを環境の視点からも扱っているものがございます。

それから、次のページ、5ページ、20番のところですが、区の考え方の上から3行目、「今後全教育活動を通じて」とあるのですが、今現在もこれについては指導している内容だと思いますので、今後も、あるいは引き続き全教育活動を通じてというのが実際のところではないかと思いました。

それから、6ページ、一番上の23番ですけれども、区の考え方の最後の行に、先進事例を参考にしながら検討していきますとありますが、合わせて、実際には制服選択の配慮などを実際に中学校では行っていると理解しております。その事について触れなくてよろしいのでしょうかと思いました。

最後の10ページの38番です。子育てするなら北区と、子どもが育つなら北区という言葉についてのご意見に対するものですが、これについてはニュアンスが、ちょっと読んでいてここだけ何か強く言葉を返しているような印象を受けてしまいました。ですので、例えば、ご指摘のように「子育てするなら」と「子どもが育つなら」というのは表裏一体として捉え、区もというような形で、決して意見が相反するものではないと読み取れますので、そのような文言の少し修正を加えたらどうかと思いました。以上でございます。

子ども未来  
課長

教育長

清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	ご指摘ありがとうございます。文章表現等々については、ご意見を参考にさせていただきます。また、それ以外の部分についても、関係所管と十分協議をさせていただきます。ありがとうございます。
清正教育長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第14、報告第17号「保育施設の開設予定について」事務局から説明をお願いします。
子ども環境 応援担当課 長	教育長
清正教育長	子ども環境応援担当課長
子ども環境 応援担当課 長	それでは、私から、保育施設の開設予定につきまして、ご報告をさせていただきます。 初めに、1枚おめくりいただきまして、資料をご覧ください。 1番の要旨でございます。令和元年度6月27日の委員会等で、今後の待機児童の解消策の一環としまして、滝野川地区及び赤羽東区の認可保育園の新規募集について、ご報告をさせていただいたところでございます。このたび、事業者からの応募がありまして、区の審査を通過した田端駅から上中里駅周辺の滝野川地区におきまして、令和3年4月の開設の運びとなった私立認可保育園につきまして、ご報告をさせていただきます。 なお、募集をしておりました赤羽東地区につきましては、応募がございませんでしたので、引き続き募集を行っていくものでございます。 2番からが開設予定の施設でございますので、ごらんをいただければと思います。 3、施設でございます。(1)でございます。仮称でございますけれども、太陽の子上中里保育園でございます。設置主体はHITOWA キッズライフ株式会社でございます。住所等につきましてはお示しのとおりでございます。定員につきましても1歳から5歳の70名でございます。 なお、設置場所案内図、非常に大きな図になっておりますので、注釈にありますように、平塚神社の現在、駐車場として使用している部分に開設の予定となっているところでございます。 次に裏面をご覧ください。2番、(仮称)まなびの森保育園上中里でございます。設

置主体は株式会社こどもの森、以下、場所あるいは代表、あるいは設置場所、日時、お示しのとおりで、こちらについても1歳から5歳の計60名の定員でございます。また、この案内図でございますけれども、これも非常に大きな図になっておりますので、具体的には滝野川女子学園から古河庭園方面、南に約50メートル進んだ場所になっているところでございます。

続きましては、(3) (仮称) キッズハーモニー・たきのがわでございます。設置主体が株式会社パソナフォスター、住所等はお示しのとおりでございます。こちらにつきましては、0歳から5歳までの定員40名となっておりますところでございます。こちらにつきましては、場所は注釈にありますようにJR板橋駅、こちらの中の駅ビル内の2階のフロアを活用して保育を行うものでございます。

なお、いずれの施設におきましても、2時間の延長保育の実施を予定しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、冒頭申し上げました重点地区であります赤羽東地区につきましては、引き続き募集を行ってまいります。

説明は以上でございます。

清正教育長

ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告を終了させていただきます。

次に、日程第15、報告第18号「令和2年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について」事務局から説明をお願いします。

子ども環境  
応援担当課  
長

教育長

清正教育長

子ども環境担当課長

子ども環境  
応援担当課  
長

引き続きまして、私から、令和2年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について、ご報告します。

資料を1枚おめくりいただければと思います。1番の要旨でございます。令和2年4月期の保育園利用希望者は、引き続き増加傾向にあります。その中で、現状でございますけれども、1歳児、そして2歳児におきましては厳しい状況で、記載のとおり、希望に見合った受け入れ枠が不足するような見込みとなっているところでございます。

以下、2番以降で少し具体的に説明をさせていただきます。

2の(1)をごらんください。新規の申込者数でございます。申込者数につきましては、2,479名と、昨年同期に比べまして126名の増となっているところでございます。一方、(2)の入所保留者でございます。こちらについては、利用申請において

まだ入所が決まっていない人でございますけれども、お示しのとおりでございます、全体としましては、1歳児が増加、3歳児については、3歳児枠の入所の階段を大きくしたところにより減少しているということが全体の傾向でございます。

次に(3)の保育園二次募集枠でございます。こちらは一次審査の結果、ご入園可能な枠がまだ残っている数でございます、お示しのとおりでございます。単純にこの3と2、こちらについてのさっぴきをご参考に(4)でお示しをさせていただいているところでございます。ごらんのように、0、1、2と三角となっておりますので、これは単純計算でいくと、マイナスで不足しているというような状況でございます。なお、0歳児につきましては、例年待機者のうち、4割から5割の方が待機児童から除外する要件、これを備えている方となっております、その数も現状では含まれているというようなところでございます。

裏面をお願いします。これはご参考ということでお示しをさせていただいております。直近の子どもの数の動向等を一覧にしているところでございます。

まず、一番上の参考の①につきましては、0歳から2歳、0歳から5歳の7地区ごとの子どもの増減についてでございます。全体としましては、02でいきますとマイナス210というところで、0から2の人口が区全体としてはマイナス2.43%となっております、0～5についてはほぼ横ばいの状況でございます。

地域におきましては、0から2については赤羽東が引き続き増加傾向、また滝野川東も微増というような状況でございます。参考資料の1、2、3は後ほど詳しくはごらんをいただければと思います。

最後、3番でございます。今後の待機児童解消の考え方についてでございます。先ほども繰り返し申し上げましたように、前年度待機児童が多く発生しました赤羽東地区、これにつきましては、引き続き重点の地域として、私立認可保育園の誘致を継続してまいります。

また、今後でございますけれども、現在、報告しているのは一次の入所審査でございますので、令和2年4月期の待機児童数あるいは子どもの数などの動向を踏まえ、さらに対応が必要な地域等々につきましては、その結果を踏まえて、必要な対策を講じてまいりますと考えております。

説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第16、報告第19号「さくらんぼ園の移設及び児童発達支援センターへの移行」について、事務局から説明をお願いします。

子ども未来

教育長

部参事

清正教育長

子ども未来部参事

子ども未来  
部参事

それでは、報告第19号さくらんぼ園の移設及び児童発達支援センターへの移行についてご説明いたします。

表紙をめくりまして、1、要旨でございます。子ども発達支援センターさくらんぼ園につきましては、東京都から建物が新耐震基準としての診断を行っていないとの指摘を受けまして、早期に対応を行うため、さくらんぼ園を当該地から旧清至中学校に移設するとともに、令和3年4月に児童発達支援センターへ移行するものでございます。

2、概要でございます。これは経緯が書かれております。さくらんぼ園につきましては、令和2年度中に児童発達支援センターへ移行するために、調理室などの準備を行ってきたところでございますが、先ほどのように東京より指摘を行いまして、そのために調理室の工事を中止しました。そして、センターへの移行時期を見直しまして、耐震への対応を優先することとしました。当該地に関しましては、民間分譲マンションの一部区分所有でありまして、耐震診断の実施については、やはり他の区分所有者との合意形成が必要で、相当の時間を要します。

そのため、マンション組合とは区分所有者として協議を進めていきますが、一方、早期に対応する必要がありますので、当該地から旧清至中校庭、王子六町7-3、今、子ども家庭支援センターが入っております。そこの校庭にプレハブの園舎を建てまして、移設ということになります。

センターの移行は令和3年4月を予定しております。概要はお示しのとおりでございます。今後の予定として、あすの文教子ども委員会に報告し、3月第1週さくらんぼ園保護者に説明をいたします。

そして、裏面をお願いいたします。第4回定例会について、さくらんぼ園条例の一部改正を上程いたしまして、4月に児童発達支援センターへ移行する予定でございます。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第17、報告第20号「児童相談所移管に係る課題の検討状況について」事務局から説明をお願いします。

児童相談所  
開設準備担  
当副参事

教育長

清正教育長

児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所  
開設準備担  
当副参事

それでは、私から、児童相談所移管に係る課題の検討状況について、令和元年12月末時点について、ご報告いたします。

初めに、1、要旨になります。平成29年度、平成30年度の2カ年に渡りまして、関係課長会で児童相談所移管に係る課題について検討を行ってまいりました。今年度につきましては、引き続き検討を要する課題につきまして、令和元年12月末時点の検討状況がまとまりましたので、ご報告をいたします。

2の継続して検討してきた主な課題については、お示しのとおりです。主に東京都との調整や協議を要する内容となっております。

3の現時点での対応策及び検討の方向性につきましては、A3の別紙、令和元年12月末時点における対応策、方向性をごらんください。今年度に継続して検討してきた課題につきましては、費用の算定方法等、細かい内容も多いため、基本的な考え方などポイントを絞ってご説明させていただきます。

初めに、1の施設等の広域利用に係る基本的な方向性についてです。今回、社会的養護における基本的な考え方が見直しをされました。前回、ご報告させていただいた際には、施設入所に当たっては、東京都の入所枠と特別区の入所枠をそれぞれ設定することを基本としておりましたが、今年度東京都の協議を進める中でお示しのように子どもの最善の利益を保障する観点から、都区間においては入所枠を設定せず、以前の施設においても入所措置を可能とし、柔軟な運用していくこととなりました。ただし、都立の児童養護施設につきましては、これまでの検討どおり、都の入所枠として設定をして、区で入所が必要な場合には対応されることとされています。

なお、割愛とは、ただ自治体の定員枠を一時的に譲り受けることをいいます。また、里親につきましても、前回のご報告では自区の里親に委託することを原則としまして、自区内の里親に委託できない場合に、都を含めた全体で相互委託を実施するとご報告させていただきましたが、こちらもお示しのように、子どもの最善の利益を保障する観点から、マッチングの初期の段階から、都内全体から里親の選定を行う考え方に変更となりました。

次に、児童養護施設、乳児院については、お示しのとおり、費用分担の考え方が整理されました。

次に、自立援助ホームにつきましては、入所者が地域で自立した生活を踏み出す施設であることから、各区において可能な限り自立援助ホームを確保するとされていることを踏まえまして、現在、策定中の基本計画2020において、自立援助ホームの誘致を計画事業として位置づけしたところでございます。

次に、資料の右側になります。里親につきましては、認定基準を都と区で同一の内容とすることなどが確認されました。

次に、児童自立支援施設につきましては、人材育成や施設整備の点から、特別区における早急な設置が困難であるため、当面は都立の二つの施設を活用することとしておりますが、統一施設の活用に当たりましては、地方自治法に基づく事務の委託となること

から、議会の議決が必要となるため、先行3区におきまして、令和2年第1回区議会定例会において議案を上程していると聞いておるところでございます。

次に、障害児入所施設や裏面の一時保護母子生活支援施設については、お示しのとおりです。相互利用や費用負担等についての整理がなされました。

次に、2の補助金に関する基本的な方向性についてです。①考え方としては、社会的養護が必要な子どもの処遇に格差が生じないように、都と区で同水準の補助金とすることや、②施設等への交付方法では、原則として施設に対して都が一元的に交付することなどが整理されました。

最後に、右ページ下段、3の都区間の連携に関する基本的な方向性についてです。ケースの引き継ぎについて、区児相の開設の約半年前から、都児相へ職員を派遣して実施することや、区の一時保護所の開設に当たって、都が開設当初の支援を実施することなどが整理されました。令和元年12月末時点での対応策及び検討の方向性についての主なポイントは、以上となります。

それでは、教育委員会資料にお戻りください。4の東京都児童相談体制等検討会の検討状況についてです。こちらにも以前に市区町村を含めましたオール東京の会議体の設置について、教育委員会にご報告させていただいたところですが、先日の検討会におきまして今年度の検討結果が示されましたので、主な内容についてご報告いたします。

まず、①人事交流の強化では、区市町村職員の都への長期派遣の受け入れ枠が拡充されました。

②人材育成につきましては、東京都の研修の科目が市区町村にも開放、また資料の裏面になりますが、③保護者支援の協働では、子どもとのかかわり方を指導する技法についての研修の実施、④保有施設の活用につきましては、東京都と練馬区の協働モデルや東京都新宿区との協働モデル等が示されました。⑤情報共有の検討では東京都版リスク評価アプリの開発や全国要保護児童等の情報共有システム活用に向けた検討、⑥東京ルールの見直しでは、特別区における児童相談設置に対してルールの見直し等が報告されました。引き続き、来年度も検討を要する事項につきましては、こちらの会議体で継続して検討していくということで、報告がなされたところです。

最後に、5の今後の予定になります。本日もご報告させていただきました内容につきまして、あしたの文教子ども委員会へ報告をさせていただきます。

非常に雑駁な説明となりますが、私の報告は以上となります。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第18、報告第21号「北区児童相談所等複合施設基本構想（素案）について」事務局から説明をお願いします。

児童相談所  
開設準備担  
当副参事

教育長

清正教育長

児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所  
開設準備担  
当副参事

それでは、北区児童相談所等複合施設基本構想（素案）につきまして、ご報告させていただきます。

1の要旨になります。11月の教育委員会臨時会におきまして、児童相談所等複合施設基本構想の骨子案をご報告させていただきましたが、今回は基本構想の素案をまとめましたので、ご報告いたします。また、あわせまして、パブリックコメント実施に伴う策定スケジュールの見直しについて、ご報告させていただきます。

今回の複合施設につきましては、整備予定地となります旧赤羽台東小学校跡地の利活用計画を策定する際や、現在策定中の基本計画2020及び子ども・子育て支援計画2020におけるパブリックコメントにおきましてもご意見をいただいているところですが、児童相談所につきましては、北区初の施設となるため、区民の皆様からのご意見を丁寧に聞きながら開設に向けた準備を進めていきたいと考えまして、今回、基本構想の素案がまとまったタイミングでのパブリックコメントを実施させていただくこととさせていただきます。

2の現況については、お示しのとおりです。

3の内容につきましては、別紙、ステープラーどめの基本構想の素案、こちらをごらんください。

まず表紙をおめくりいただきまして、目次となっております。全6章の構成となっております。本日も参考資料として添付させていただいておりますが、骨子案、A3判のカラーの資料になります。こちらに肉づけをする形で今回の素案を作成しております。また、素案の作成に当たりましては、4名の学識経験者からのご意見を踏まえて取りまとめを行っております。ご意見をいただきました学識経験者につきましては、児童相談所や一時保護所に詳しい明星大学の奥田教授と川松教授、また、整備予定地の旧赤羽台東小学校跡地の近隣にある東洋大学、東洋大学とは包括協定を締結していることもあり、大学連携の一環としまして、今回ライフデザイン学部で児童福祉の分野を担当している南野教授、また、同じくライフデザイン学部で建築分野等を担当している仲准教授、こちらの先生方からもご意見をいただいたところです。なお、今回ご意見をいただきました明星大学の川松教授につきましては、来週3月4日水曜日に職員向けの研修かいの講師をお願いしておりましたが、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としまして、研修会については中止ということにさせていただいております。教育委員の皆様からもご参加のご連絡をいただいたところですが、ご理解いただけたらと思います。

なお、川松教授におかれましては、来年度改めまして、令和2年度の職員研修の実施を検討していく中で、また再度調整を図ってまいりたいと考えております。

前置きが少し長くなりましたが、素案の内容について、こちらもポイントを絞って簡

潔にご説明させていただきたいと思えます。

初めに、1ページになります。第1章、基本構想の策定としまして、最初に基本構想策定の目的を記載しております。下から2段落目になりますが、児童相談所等複合施設を整理することで、妊娠期から出産期、乳幼児期、学齢期、そしてその後の自立まで、それぞれのステージに寄り添った切れ目のないきめ細やかな支援を充実させ、子どもたちの健やかな育ちや自立をサポートする体制を整え、子育てするなら北区が一番をより確かなものとしてまいります。

また、今回の基本構想につきましては、施設の役割や施設整備の基本方針を示すものでありまして、今後、この基本構想を踏まえ、さらに基本計画の策定や基本設計、実施設計、建設工事等に取り組んでまいります。

次に、2ページ、基本構想の位置づけについてです。お示しのとおり、北区基本構想を初めとしまして、関係する各種計画との整合を図ってまいります。

3ページ目からは、第2章としまして、施設整備の背景をまとめました。

まず、1の国の現状としまして、全国の児童相談所における虐待受理件数の推移と国における児童福祉法の改正状況をまとめました。

4ページ目には、参考としまして、法改正の経緯を掲載しております。

次に、5ページでは東京都の現状としまして、東京都における虐待件数の推移、また東京都の児童虐待対策をまとめております。

6ページには参考としまして、東京都が策定しました条例のポイントを掲載しております。

次に、7ページでは北区における児童虐待の受理件数、また北区における児童虐待対応への経緯をまとめております。

8ページでは児童相談所の設置に向けた北区の検討状況を掲載しているところです。

次に、9ページ、SDGsについてです。骨子案では記載がありませんでしたが、今回素案の作成に当たり、新たに追記いたしました。学識経験の先生からは児童相談所に関する構想や計画等で、SDGsに触れているものは今まで見たことがなく、画期的な内容であり、令和の時代にできる新しい児童相談所に向けた期待ができるといったご意見をいただいたところです。

次に、10ページ、11ページが第3章、施設整備の方向性となります。児童虐待への適切な対応を初めとして、児童虐待の未然防止、発達に課題のある児童への対応、修学や教育及び適応指導教室、こちら四つの視点から複合施設の整備に向けて、これまでの対応と今後の方向性を取りまとめました。

次に、12ページからが第4章児童相談所等複合施設についてになります。1、基本構想の策定方針につきましては、骨子案でもお示しさせていただきました北区教育・子ども大綱や、北区子ども・子育て支援計画等の引用をしております。

また、14ページにおきましても、2の複合施設の整備方針としまして、旧赤羽台東小学校跡地の利活用計画を引用させていただいています。

15ページからは、3、複合化する主な機能（施設）として、骨子案でもお示ししたさせていただきました四つの機能につきまして、説明の充実を図りました。

15ページでは、①児童虐待一時保護について、16ページでは②子育て相談・子育

てひろばについて、17ページでは発達相談・発達支援について、そして17ページから18ページにかけて、就学相談・教育相談・適応指導教室についての説明を記載しております。

また、18ページの下段では、新たに⑤としまして、周辺の東洋大学キャンパス整備やUR都市機構の新たな事業計画との調和を図りながら、旧赤羽台東小学校跡地活用計画の基本的方向を踏まえた子育て世帯がのびのびと過ごすことのできる広場空間や、青少年の活動ができる空間等について、検討していくものを新たに記載しているところでございます。

19ページの4、施設整備の基本的な考え方につきましては、施設整備に当たっての配慮としまして、骨子案でお示しさせていただいた内容に説明を加えさせていただきました。

また、20ページでは新たに②施設整備に当たっての課題を追加させていただきました。複合施設の予定地である旧赤羽台東小学校跡地への施設整備については、現在の都市計画等では一定の制約があるため、周辺地区の土地利用を計画しており、UR都市機構との新たな事業計画や隣接する利活用街区の望ましい土地利用の検討等も踏まえまして、一層魅力あるまちづくりを進めるために、現行の都市計画等を東京都等関係機関と調整の上で変更する予定、その上で施設整備にかかわる事業の実施環境を整えていく旨を追加させていただいております。

次に、5、施設整備の概要については、新たに配置イメージを作成し、掲載させていただいております。複合施設として利用しやすい施設とするために、今後の基本計画や基本設計に向けまして、さらに立体的な建物として考えたときのゾーニングや動線などを検討してまいりたいと考えています。

次に、21ページの整備予定地についてです。こちらについても、骨子案の内容に補足を加えさせていただきました。なお、表の下に米印としまして、今後の検討状況により、延べ床面積等が変更になる場合がある旨を記載させていただきました。先ほど、複合化する主な機能中で、その他として子育て世帯ののびのび過ごせる空間や青少年活動ができる空間等の検討について説明させていただきました。現段階では、骨子案と同様に延べ床面積は500平米としていますが、新たな機能への対応も踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

また、21ページ下段につきましては、概況図としまして、整備予定地の状況を記載させていただいております。

22ページからは第5章としまして、児童相談所開設に向けた主な課題をまとめております。こちらにつきましても、学識経験者からのご意見などを踏まえ、骨子案から内容を大きく追記させていただいているところです。

ページを飛ばさせていただきます、すみません、25ページまでお進みください。こちらにつきましても、新たに社会的養護について、整理をさせていただきました。こちらについても、素案から大きく内容を追加させていただいているところです。こちらでお示しの社会的養護についても、これから検討していきたいと考えております。

また、28ページになります。こちらについても、財源、それから広域連携等についての説明を加えているところです。広域連携につきましては、先ほどご報告させていた

だいた内容を反映しているところでございます。

29ページから31ページにつきましては、児童相談所設置市の事務について掲載をさせていただいております。

最後に、32ページになります。複合施設及び児童相談所の開設スケジュール、こちらをお示しさせていただいております。骨子案でもご報告させていただきましたが、複合施設につきましては、令和7年度の開設予定、児童相談につきましては令和8年度の開設予定として開設に向けた準備を進めてまいります。

33ページ以降につきましては、参考資料となります。後ほどご高覧ください。

それでは、教育委員会資料にお戻りください。4のパブリックコメントの実施方法についてです。お示しの期間内容等でパブリックコメントを実施して行く予定です。

最後に裏面になります。5の今後の予定についてです。あしたの文教子ども委員会に素案を報告し、3月20日からパブリックコメントを実施いたします。

なお、お示しの予定では3月下旬に3回の住民説明会を開催予定でしたが、こちらにつきましても、新型コロナウイルスの感染症の対策としまして、住民説明会については延期とさせていただきたいと思っております。新たな開催時期については、今後コロナウイルスをめぐる状況を注視しながら検討してまいります。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、5月の上旬にご報告をしていきたいと考えております。

今回、冒頭でもご説明させていただきましたが、住民説明会のご意見等も踏まえて、基本構想につきましては、策定していきたいと考えておりますので、こちらスケジュールでは5月の下旬の構想策定を予定しておりましたが、構想の策定期間についても、今回、再検討させていただきたいと考えております。

非常に駆け足の説明となりましたが、私からの報告は以上となります。

清正教育長      ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員      教育長

清正教育長      本間委員

本間委員      説明ありがとうございます。事前にも読ませていただきましたけれども、本当に全ての事が網羅され、しかも、見やすくまとまっていて、北区のこれからの開設に向けて大変心強く思っております。人材の採用等についても、早期から着手されるように受け止めております。従前からお願いしているところですが、あの全てがもう人材にかかっていると言っても過言ではないかというふうに思っておりますので、引き続きの作業に向けた検討をどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

清正教育長      ありがとうございます。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第19、報告第22号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第22号を1枚おめくりください。  
まず名義使用承認報告でございますけれども、今回、4件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。  
まず、1件目でございます。「おかいものチャレンジ! in十條銀座商店街」東京青年会議所理事長でございます。  
2件目「駿台ジュニア天文教室、駿台天文講座」駿台学園理事長でございます。  
おめくりをいただきまして、3件目「第14回東京ラジオ歌謡音楽祭」東京ラジオ歌謡を歌う会代表です。  
4件目「ケロポンズファミリーコンサート」北区文化振興財団理事長でございます。  
事業実績報告につきましては、3ページに3件お示しをさせていただきました。  
以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。  
本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご本件に関する報告は終了させていただきます。  
ここで学童クラブ待機児童の特例利用についての報告を日程に追加したいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加させていただきます。それでは、追加日程第1報告、第23号「学童クラブ待機児童の特例利用について」事務局から説明をお願いします。

子どもわく

教育長

わく課長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく  
わく課長

それでは、私から学童クラブ待機児童の特例利用について、ご説明をさせていただきます。

それでは、本日配布させていただきました資料に沿いまして、ご説明させていただきますが、その前に、令和2年度の学童クラブの申し込み状況、また待機児童の現時点での見込みについてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、令和2年度に向けましての2月26日時点の申し込み状況でございますが、申込者数は2,838人と、平成31年の4月1日に比べまして、154人の増加となっております。なお、令和2年度4月期に向け、240名の定員拡大を図ったところでございましたが、待機児童数は昨年度より減少すると見込んでございますが、およそ30名程度の待機児童が発生する見込みとなっております。

これらの状況を踏まえまして、令和2年度の対応策につきまして、この後ご報告させていただきます。

それでは、最初に資料を1枚おめくりいただきまして、学童クラブ待機児童の特例利用についての1番の要旨でございます。現状でございますが、学童クラブ待機児童が発生した場合につきましては、放課後子ども総合プランの放課後子ども教室の一般登録のほうで実施してございます。学童クラブ待機児童特例利用、こちらをご利用いただきまして、放課後子ども教室の一般登録の児童より、一部の時間について延長してご利用をいただいているところでございますが、令和元年の北区議会の第3回定例会におきまして、特例利用の利用時間の延長、ご要望される趣旨の陳情、こちらにつきまして、趣旨採択となりましたことから、今回緊急対策といたしまして、利用時間の延長を行わせていただくものでございます。

続きまして、2番の実施内容でございます。こちらにもお示しの(1)の表につきましては、学童クラブ待機児童特例利用者について、特例として利用できる時間の今回の延長前と延長後、こちらを比較した表となっております。内容としましてはお示しのとおりでございますが、主なところをご説明させていただきますと、一番左側、①の学校授業日及び長期休業期間を含む学校休業日の月曜日から金曜日の横、3月から10月へその横、直営の部分、こちらをごらんください。

まず、一番右側の延長前の欄でございますが、現状、特例利用の児童につきましては、放課後子ども教室の一般登録のお子さんは午後5時までの利用のところ、特例利用の児童は午後5時から5時30分までの30分から長く利用できたところでございますが、これを午後5時から午後6時まで1時間利用できることとし、延長前と比べまして、30分館利用時間を延長させていただくものでございます。また、特例利用者の中には、学童クラブの延長育成利用の対象者がいる場合につきましては、その特例利用者につきましては、最大午後7時までご利用いただけるようにするものでございます。

続きまして、一番左側の②長期休業期間及び学校休業日、月曜日から金曜日でございます。こちらにつきましては、朝の時間帯でございますが、これまでは特例利用できる

時間は特に設定してございませんで、放課後子ども教室の一般登録の児童と同じでございましたが、今回は午前8時15分から午前9時まで利用できるようにさせていただきますのでございます。

その下に、土曜日につきまして別枠でお示ししてございますが、これは別枠の表の一番上の表頭の部分でございますが、上の表では表頭に放課後子ども教室となっておりますで、その人に直営委託という形で欄がございますが、これが下の別枠の表では、その部分が学童クラブ※2となっておりますで、その下に直営委託の別を表したものとなっております。これは欄外の※の2番のところにもお示ししてございますが、特例利用は上の表と同様、原則、放課後子ども教室のほうで実施をいたしますが、特例利用の時間につきましては、学童クラブの育成時間が、現状、運営形態によって異なっておりますので、放課後子ども教室での特例利用の時間につきましても、それぞれの学校の学童クラブの時間に合わせて実施をさせていただくものでございます。

その他の内容につきましては、お示しのとおりとなっております。

続きまして、裏面をお願いいたします。(2)の開始時期でございます。こちらにつきましては、学童クラブの利用申請は、随時受け付けてございますが、特例利用の受け入れには準備が必要でございますで、調整に時間が必要でございますことから、開始時期について二つに分けさせていただきたいと考えてございます。まず①でございますが、学童クラブ利用申請の一斉受付期間、これは令和2年度に向けてですと、令和元年12月12日から令和2年1月15日まででございますが、この期間中に申請がございまして、待機児童特例利用の対象になる児童が発生しました学校、こちらにつきましては、現在職員団体と調整中のところではございますが、令和2年の4月から開始をさせていただく予定でございます。

続きまして、②についてでございますが学童クラブの利用申請の一斉受付の1月15日までの期間、こちらを過ぎて申請がございまして、待機児童特例利用の対象になる児童が発生した学校につきましては、この後また調整を行いまして、実施可能な状況になった時点から実施することとさせていただきたいと存じます。

最後に(3)のその他でございます。使用する教室等運営の詳細につきましては、各学校の施設の状況などに応じまして決めていくこととさせていただきたいと存じます。学童クラブ待機児童の特例利用についてのご説明は以上でございます。

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

清正教育長

(質疑・意見なし)

本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第2回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。

清正教育長